

# 甲府市観光案内所・バスセンター及び甲府駅南口公衆便所清掃業務委託仕様書

## 1 目的

観光客等の利便性及び快適性を確保し、常に衛生的に管理すること。

## 2 施設名及び清掃場所

- (1) 施設名 甲府市観光案内所・バスセンター  
施設所在 甲府市丸の内一丁目地内（甲府駅南口ロータリー内）  
清掃場所 甲府市観光案内所・バスセンター内フロア及び便所（別紙1参照）  
フロア床面積 106.75 m<sup>2</sup>  
便所床面積 8.10 m<sup>2</sup>（便器数 洋式1）
- (2) 施設名 甲府駅南口公衆便所  
施設所在 甲府市丸の内一丁目 30-3、30-5 の各一部  
清掃場所 便所内の床、各便器及び手洗い場等  
床総面積 38.74 m<sup>2</sup>  
便器数 男性便所 小便器2、洋式大便器1  
女性便所 和式大便器1、洋式大便器1  
多目的便所 洋式大便器1  
補助犬用便所 1

## 3 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 4 清掃回数、清掃時間及び清掃内容

清掃回数、清掃時間及び清掃内容については、次のとおりとする。

また、清掃作業は原則として、委託者の指定する係員の指示に従うものとする。

- (1) 甲府市観光案内所・バスセンターについて

	回数	時間	清掃内容	備考
日常清掃	全日	【1回目】 午前8時 ～ 午前10時  【2回目】 午後3時 ～ 午後5時	【フロアについて】 床面、各棚、机及びディスプレイ等の除塵作業を行う。 ※棚、机及びディスプレイについては、必要に応じて拭き掃除を行う。  【便所について】 床面の除塵作業、便器及び手洗い場の清掃、ゴミ収集等を行う。 ※床面については、必要に応じて洗剤と水を使用して清掃を行い、利用者に不快感を与えないよう常に清潔に保つ。また、便器に詰りが生じた場合は吸引器具等を用いて詰りの原因を取り除くこと。除去作業を行っても解決されない場合は委託者に連絡を行い、必要な指示を受けること。	・午前と午後で、1回ずつ清掃を実施すること。 ・衛生消耗品の補充等を行うこと（便所）。 ・便所内部に汚物等が散乱している場合は、一時的に便所の使用を禁止し、速やかに清掃を行うこと。 ・便所内の清掃後は、床面や便器等の余分な水分は拭き取ること。 ・必要に応じ消毒液や消臭剤を使用し、悪臭や害虫の発生を防止すること。

	回数		時間	清掃内容	備考
定期清掃	フロア 及び 便所	毎月 1回	委託者 と協議	【フロアについて】 洗剤等の定期清掃に必要な物を用いて入念に清掃を行う。 【便所について】 洗剤等の定期清掃に必要な物を用いて入念に清掃を行う。	・汚れ具合に応じて、利用者に不快感を与えないよう実施すること。
	窓ガラス	四半期 に1回		【窓ガラスについて】 洗剤等の定期清掃に必要な物を用いて入念に清掃を行う。	・建物内部のガラス面には、遮光フィルムが貼られているため、「別紙2」とおり行うこと。

(2) 甲府駅南口公衆便所について

	回数	時間	清掃内容	備考
日常清掃	全日	【1回目】 午前8時 ～ 午前10時 【2回目】 午後3時 ～ 午後5時	【建物内部について】 床面の除塵作業、便器、手洗い場(ハンドドライヤー含む)、扉及び壁面の清掃、ゴミ収集等(サンタリーボックス内のゴミも含む)を行う。また、補助犬用便所の清掃も行うこと。 ※床面については、必要に応じて洗剤と水を使用して清掃を行い、利用者に不快感を与えないよう常に清潔に保つ。また、便器に詰りが生じた場合は吸引器具等を用いて詰りの原因を取り除くこと。除去作業を行っても解決されない場合は委託者に連絡を行い、必要な指示を受けること。 【建物外部について】 建物入り口及び建物周囲の掃き掃除を行うとともに、ゴミが散乱している場合はこれを除去すること。 ※利用者に不快感を与えないよう常に清潔に保つこと。	・午前と午後で、1回ずつ清掃を実施すること。 ・衛生消耗品の補充等を行うこと。 ・汚物等が散乱している場合は、一時的に便所の使用を禁止し、速やかに清掃を行うこと。 ・便所内の清掃後は、床面や便器等の余分な水分は拭き取ること。 ・壁面に落書きや張り紙等を発見した場合は、現状復帰にともなう必要な作業を行うこと。 ・必要に応じ、消毒液や消臭剤を使用し、悪臭や害虫の発生を防ぐこと。
定期清掃	毎週 月曜日	午前8時 ～ 午前10時	【建物内部について】 床面、壁面、補助犬用便所について、洗剤等の定期清掃に必要な物を用いて入念に清掃を行う。 ※建物外部においても、利用者に不快感を与えないよう常に清潔に保つため、場合に応じて念入りに清掃すること。	・便所内の清掃後は、床面や便器等の余分な水分は拭き取ること。 ・建物周囲で水等を使用した際は、利用者等に影響がないように水を取り除くこと。

(3) 両施設における清掃後の共通事項について

次の事項について、午前8時から午後5時までの間に、委託者から連絡があった場合は速やかに対応すること。

- (ア) 汚物等が散乱している場合の清掃作業
- (イ) 便器に詰りが生じた場合の詰り解消作業

## 5 清掃用具等

清掃作業に必要な用具、及び洗剤等の材料については、全て受託者の負担とする。ただし、トイレの通常使用時に必要な衛生消耗品及び清掃に必要な電気料・水道料は委託者の負担とする。

また、必要に応じてトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充を行うこと。

なお、衛生消耗品については委託者が指定場所に設置することとし、在庫が少なくなった場合は、速やかに委託者に連絡をすること。

## 6 注意事項

- (1) 薬品及び火気等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 引火性の薬品は使用しないこと。
- (3) 便器や他の設備を破損しないよう、作業は慎重に行うこと。
- (4) 建物内の床はドライ仕様となっているため、清掃時はその点に留意し、水等の使用は必要最低限とすること。
- (5) 床・壁・便器等の設備に不具合を発見した場合及び異常を発見した場合には、速やかに委託者へ連絡すること。

## 7 損害補償

- (1) 業務の履行に関して生じた損害（(2)又は(3)に規定する損害を除く）は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。
- (3) 業務の履行に伴い、通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときは、委託者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受託者がこれを負担する。
- (4) (3)に規定する場合、その他義務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理に当たるものとする。

## 8 長期継続契約

本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

## 9 その他

受託者は清掃作業を実施する際には、必ず会社名と氏名が表示されている名札をはい用すること。